

日本化粧品工業会の正会員、原料部会員及び賛助会員の会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程においては、日本化粧品工業会（以下、粧工会という）規約第7条に基づき、会費等に関し必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 正会員は、別表1に定める「正会員会費等級表」に従い、会費を負担する。

- 2 正会員は、その売上高により正会員会費等級を決定し、粧工会事務局に申告する。
- 3 正会員の入会金の額は、10,000円とする。

(原料部会員)

第3条 原料部会員は、別表2に定める「原料部会員会費等級表」に従い、会費を負担する。

- 2 原料部会員は、その売上高により原料部会員会費等級を決定し、粧工会事務局に申告する。
- 3 原料部会員の入会金の額は、10,000円とする。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、年額84,000円の会費を負担する。

- 2 賛助会員は、粧工会の発行する年報、会報及び化粧品技術資料の配布を受ける。

(売上高の定義)

第5条 第2条の第2項及び第3条の第2項の「売上高」の定義は別添のとおりとする。

施行附則

(正会員・原料部会員の入会金の移行措置)

第1条 2022年度現在、東京化粧品工業会、中部化粧品工業会又は西日本化粧品工業会のいずれかの団体に加入済であり、そこから粧工会に移行加入する場合には、入会金は免除する。

(施行期日)

第2条 本規程は、2023年4月1日から施行する。

【別表 1】正会員会費等級表

会費等級	年間売上高（億円）		会費年額 （万円）
	以上	未満	
1 級	4000.0		2,000.0
2 級	3000.0	4000.0	1,636.0
3 級	2500.0	3000.0	1,430.0
4 級	2000.0	2500.0	1,207.0
5 級	1500.0	2000.0	962.0
6 級	1000.0	1500.0	691.0
7 級	750.0	1000.0	543.1
8 級	500.0	750.0	384.5
9 級	300.0	500.0	247.6
1 0 級	200.0	300.0	174.6
1 1 級	150.0	200.0	136.6
1 2 級	100.0	150.0	97.2
1 3 級	75.0	100.0	77.0
1 4 級	50.0	75.0	56.1
1 5 級	30.0	50.0	39.0
1 6 級	20.0	30.0	30.2
1 7 級	15.0	20.0	25.7
1 8 級	10.0	15.0	21.1
1 9 級	7.5	10.0	18.8
2 0 級	5.0	7.5	16.5
2 1 級	3.0	5.0	14.6
2 2 級	2.0	3.0	12.0
2 3 級	0.0	2.0	9.1

【別表 2】原料部会員会費等級表

会費等級	年間売上高（億円）		会費年額 （万円）
	以上	未満	
A 級	75.0		60.0
B 級	50.0	75.0	48.0
C 級	30.0	50.0	36.0
D 級	15.0	30.0	24.0
E 級	10.0	15.0	15.6
F 級	7.5	10.0	12.3
G 級	0.0	7.5	9.0

## 【別添】売上高の定義

### 1. 売上高の対象となる製品群

(1) 売上高の対象となる製品群については、以下の表のとおりとする。

分類	対象となる製品群	対象外の製品群
医薬部外品	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第2条第2項で規定される医薬部外品のうち以下のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腋臭防止剤</li> <li>・ てんか粉類</li> <li>・ 育毛剤（養毛剤）</li> <li>・ 除毛剤</li> <li>・ 薬用化粧品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴用剤</li> <li>・ 染毛剤</li> <li>・ パーマネント・ウェーブ用剤</li> <li>・ 薬用石けん</li> <li>・ 薬用歯みがき</li> <li>・ 口中清涼剤</li> <li>・ 忌避剤</li> <li>・ 殺虫剤</li> <li>・ 殺そ剤 など</li> </ul>
化粧品	<p>医薬品医療機器等法第2条第3項で規定される化粧品であって、右記以外のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石けん</li> <li>・ 歯みがき</li> <li>・ 染毛料</li> </ul>

(2) 対象となる製品群には、原則として、他団体の所管する製品（例えば、ヘアカラー、歯みがき、浴用剤など）を含まない。

### 2. 売上高の算出等

(1) 売上高は、国内で生産された又は輸入された、最終製品又はバルク製品の出荷金額とする。なお、この場合は輸出されたものの輸出額（FOB価格）も売上高に含む。

(2) 受託製造者の売上高は、原則として、上記1及び2（1）に該当する最終製品及びバルク製品の委託者に販売した販売額とする。

(3) 原料部会員の売上高は、原則として、上記1並びに2（1）及び（2）に該当する原料の売上高とする。